

参議院建設委員会會議録第三十四号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)  
午前十一時二十一分開会

委員の異動

五月二十二日委員齋藤昇君辞任につき、その補欠として小野義夫君を議長において指名した。

五月二十三日委員酒井利雄君辞任につき、その補欠として大矢半次郎君を議長において指名した。

本日委員大矢半次郎君及び小野義夫君辞任につき、その補欠として酒井利雄君及び齋藤昇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君  
理事 石井 桂君  
小澤久太郎君  
近藤 信一君

委員

石川 榮一君  
大谷 實雄君  
齋藤 昇君  
酒井 利雄君  
西岡 八郎君  
武藤 常介君  
田中 一君  
若木 勝蔵君  
村上 義一君

国務大臣

建設大臣 馬場 元治君

政府委員

建設政務次官 堀川 恭平君

建設大臣官房長 柴田 達夫君  
建設省河川局長 山本 三郎君  
建設省道路局長 富樫 凱一君  
建設省住宅局長 鎌田 隆男君  
事務局側  
常任委員会 武井 鷹君  
専門員 鹿野 君

本日の会議に付した案件

○建設業法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査の件  
(砂防に関する件)  
(池袋駅前区画整理に関する件)  
(有料橋に関する件)

○委員長(赤木正雄君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員変更の件を御報告申し上げます。五月二十二日齋藤昇君が辞任され、補欠として小野義夫君が指名され、同月二十三日酒井利雄君が辞任され、補欠として大矢半次郎君が指名され、本日大矢半次郎君、小野義夫君が辞任され、補欠として酒井利雄君、齋藤昇君が指名されました。

○委員長(赤木正雄君) 建設業法の一部を改正する法律案を議題に供します。

この法案については、大体質疑は済んでいるように考えます。これから討論に入つてよろしくございますか。

○田中一君 まことに恐縮ですが、私は実はまだ質疑をやっていないので、要点だけ少しやらせていただけないでしょうか。重複している箇所があったら、それは一ぺん済んだということをお答えだけでもよろしいんですが、よろしくございますか。

○委員長(赤木正雄君) ええ。  
○田中一君 紛争処理の審査会を持つという点に關しまして、現在までに紛争が起きた事例の一番大きな問題を一つ取り上げて、御説明願いたいのです。それは具体的に何組か、発注官庁がどこであつて、それでどういふ紛争があつて、どう解決したかという点の具体的な例を一つ、お示し願いたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 紛争事件の中で一番大きな事例をあげようというお話でございますが、二つばかり大きな事件があります。

一つは、これはもう御承知だと思ひますが、いわゆる鉄鋼社の事件、これは発注者が株式会社鉄興社、それから申請者の方は、業者の方は元請業者の鹿島建設の間の紛争でございます。三億五千万の金額でございます。紛争の対象になりました額が一億三千万というふうになっております。これは紛争の焦点は、工事をやっていますうちに、地盤、地質の関係というふうなことから、不可抗力のような事情で設計変更の余儀なきに至つた、そういう条件から、思わぬ故障から変更したという点に對する、その損害の負担区分

についての紛争でございました。工事は二十七年から二年二ヵ月にわたる工事でございます。まず現在の審査会に對しまするあつせんの規定によりましてあつせんをいたしましたのが十一ヵ月にわたりましたけれども、ついにあつせんは成功しない。訴訟になりました。継続をいたしているような関係になつております。あつせんの場合におきまして、このあつせんによつてそれを解決する発注者側が意思を持たないといふことで、出頭要求に應じて出席をしても陳述を避けるという点で、どういふあつせんは成功しなかつたという事例になつておりました。金額の関係や、非常に長期にわたつております点から、大きな紛争事件であるかと思ひます。今までの工事は月ノ沢及び黒瀬発電所建設工事ということになつております。

いま一件は、申請者が下請業者の日本理髪工業株式会社、相手方は元請業者の鉄道工業株式会社、これは発注者と業者の関係ではなくして、元請業者と下請業者の間の紛争事件でございます。請負金額が一億七千八百萬ばかりでございます。紛争の対象になつております金額は八千五百萬でございます。これは紛争の焦点は出来高払いの遅延、それから元請の提示された立てかえ払い金に対する下請側の異議といふことから、契約条件の解釈が相違してゐる、それから契約条件以外の事由で発生した損害の取扱いについて争われている、こういうことでござ

います。工事は米國極東軍司令部手嘉納航空基地及び那覇地区同給水施設工事でございます。これは審査会のあつせんによりまして、結論をいたしまして、あつせんが成功いたしました。下請に對しまして元請から二千万円、これは十二ヵ月で分割払いをする点になりましたが、支払うことで妥結をいたしました。これも金額その他から、まあ紛争工事としては比較的大きなものでございまして、

以上発注者と業者の間の紛争、それから元請業者と下請業者の間の紛争、それぞれ一つずつ大きな事例を申し上げた次第でございます。

○田中一君 私は金額の大小をもつてこの紛争処理の問題を規制すべきものではないと思ひます。問題は、契約の内容にあると思ひます。御承知のように、今全部の官公署が発注する場合には、がんにがらめの契約によつて仕事をやっております。これが現状です。そこで契約の内容というものが紛争を生むか生まないかが問題だと思ひます。金額の大小だとか設計額云々と、こういうものでなくて、そこで何いたいののは、政府では発注者、請負人との間における契約約款というものの對して、どのような信念を持つて、この紛争がないような形の契約約款というものを現在施行しているかという点にかかるところです。そこで今公共事業の中の大きなものを扱つておる建設省では、この二つの事例によつて起つたところの紛争というもののポイントで

あるところの点と、現在政府が各請負業者と契約しておられる契約約款といふ、契約書の内容で、さういふ、どこの食い違いがあったかといふことを御説明願いたいと思つてゐる。

たとえば今伺つた黒瀬電燈所建設の工事は、地盤が悪いために不測の経費がかかるかと、それで紛争が起きたといふことになり、地盤が悪いといふのは現象であつて、少くとも注文を出す者も注文を受ける者も、通念としては、さういふものを全部調査済みであるといふ点で、すべての契約が締結されたといふことは考へておられる。ことに地盤が悪いといふことは、これはもう大きな請負人にとつては恥辱です。当然さういふものは見限りする際には、当然それは調査済みのはずです。同時にまた、発注する方も、何億という仕事を発注するならば、その点をもやはり解決して設計すべきものとして、地盤が悪いといふことだけのことでも、紛争処理の委員会を持たなければならぬといふ理由にならぬのです。事業を計画したところの鉄鋼社がその地盤に対してどういふ調査をしたか、その地盤の上をどういふ点から図面に表わしたか。同時に、さうして積算をして入札するといふことだけではないのです。やはりさういふことがあつてはならないといふ觀念から、鹿島建設といふ大業者で、それぞれの機関をもつて十分に現場に對するところの調査をして、さう

して契約をしたと私は思ふのです。従つて、その内容のどこに欠点があるか、相互にあるのか、あるいは一方的に発注者にあるのか。これは民間でありながら、なおかつ紛争の処理あつせん委員会ですか、あつせんをしなければならぬといふようなことは、これはおかしいもので、これは感情的なものが多分にあると思ふのです。それに、注文する方も、一日でも早く発注されるのができれば、多少の工事費の高低のなかにはもう経済的に見れば割り切れるのです。従つて、その内容はどこに紛争を起した理由があつたかといふことを御説明願いたいと思ふので

○政府委員(柴田達夫君) お説の通り、請負契約の約款におきまして、約款の内容に基き紛争の主たる原因があるのではないかと、今例を申し上げましたような事案につきましても、もちろん事実問題もお説の通りであると思ふべきで、約款の内容が非常に正確に、明確にされているようなものでありますれば、多数ある紛争事件のうち相当の部分というものが、契約の解釈がおのずから明確になるということによつて、紛争に至らずして、まあ自主的に解決するものであるということでは、全く同感でございます。そこで建設省の重要な仕事の一つとして、建設工事の標準請負契約約款といふものを御承知の通り定めておりまして、これは昭和二十五年にきめましたものをその後二回ばかり改正をいたしまして、漸次改善に努めていくわけでございますが、これを建設業審議会の

決定によりましてできるだけ普及、推し進めたいと思つて、これを一つの約款のひな形として、今まで非常に不明確であつたような請負工事の契約関係が合理的に修正せられるように努めていくような次第でございます。

今事例をあげました鉄鋼社の事件について、どういふ点が悪いかといふようなことを究明せよといふお話でございますが、これもやはり根本の原因の一つは、全部がさうとはまあ申し切れなかつたと思いますが、契約内容が不明確である、図面や仕様書等が十分完備しておらず、ただいまお話がございましたようなところから問題が発生しているといふ点は、争えない事実でございます。もちろん事実関係におきまして、どのような約款をきめまして、その約款において予想し得ないような不可抗力の事情といふものが、どの境界から認定すべきかといふ事実問題といふものは、やはり紛争工事の場合にはこれまた必ずついて回ることなものでございまして、従ひまして、契約の約款を明確にすること、さうしてできるだけ合理的なわかりやすいものにすることと同時に、今度の紛争審査会を設けますにつきましても、さらに事実問題につきましても専門家が紛争の仲裁、あつせん、調停、さういふものに當りまして、実際の実情に即した解決をはかつていく。これをあわせまして、繰り返しますならば、お話のように契約約款といふものをしっかりと明確なものを作つて参るといふ方針をますます強化して普及するようになつて参りますと同時に、にもかからず、起つて参ります紛争処理に對しまして、一つの力強い解決方策を講

じて参りたいという考え方である次第でございます。

○田中一君 紛争処理委員会を作るよりも先に、契約約款といふものが完備しておれば、紛争は起らないのです。たとえば、今あなたがおっしゃつたように、不可抗力といふものに対する認定といふものは、野丁場におけるところの土建工事においてどの辺まで認めるのか認めないのか。民間の場合には、経済効果を早期に求めるためには、佐久間ダム等の例もあるのです。相対工事費が高くなつても、発電が一日早くできれば何千万の利益があるといふことになれば、これはいいのです。従つて、私が心配するのは、政府自身がお手本を示して、契約約款、いわゆる双務契約ですか、片務のものではないのですから、契約約款といふものの完全なものがあれば、それをまた納得するならばこれは、紛争は起きないのです。私は紛争が起きてからどうするかという問題よりも、紛争を起さなくするためにどうするかといふことを、少くとも政府は考へるべきである。現に昭和二十五年に出したところの、何といふか、あれは官房長、当時の管理局長でしたかな、管理局長が次官名でもつて流したところの通牒、標準契約約款といふものがあつた。ありましたけれども、事実においてこれをそのままやつておるところはないのです。やはり一方的に、国家機関にしても、地方公共団体にいたしましても、予算といふものを持ちながら入札をするのであつて、ダンピングをして金を余すことは知つておりますけれども、あとから余分に追加するといふことは、国会なり県議会なりの大

きくなれば決定を見なければならぬ。そこに片務的な押しつけの契約約款を持つてはなからうかといふことを懸念するのです。数千億の公共事業費を出しておられるのが、紛争を起さないといふような施策を忘れて、さういふものだけにしほつていくといふことはあり得ないのです。

くどく申し述べたけれども、民間の場合には、早期に経済効果をあげるためには、多少の金銭的な問題はがまんし得る場合は多いと言ふのです。たとえばデパートにいたしましても、ちやうど賞与の出るような時期に駄目工事が残つておつたて、完成してから開店するならば、売り上げですぐカバーしてしまふのです。しかし公共事業はさうは参りません。従つて、政府はこの法律案を提案するに當つて双務、両方の利益といふものを守る、納得すべくもつてお互ひに契約を結ぶといふほんとうの考へ方が生まれていない、現在まだそれを実施されておらないといふところに難点があると思ふのです。

従つて、これに對しては、少くとも大規模な公共事業費の予算を持つておられる建設大臣としては、それが是としてやつておられることに問題がしぼられてくるのです。われわれは紛争のないことを望むのです。紛争が起きてから、それをどうするか、こつさういふ問題は、これは別に、別の法律がございまして、何もここであつせんとかんとかするよりも、法律がございまして、訴訟を起すならば、このほんとうの大規模な公共事業費の予算を持つておられる建設大臣が、どういふ心がまえを持つておられるかといふことを明確にしなければ、起つた紛争だけを処理すれば

事足りるということでは、国民は安心できないわけですね。その気持を、一、堅持というか、考え方を一つ明確にしたいと思うのです。

○政府委員(柴田達夫君) 建設工事の紛争は、起つてからこれを解決するというよりも、まず起らないようにすべきであるとの田中委員の御意見につきましては、全く仰せの通りであると思ひます。建設省といたしましては、先ほどお答えいたしましたように、紛争自体が起らないようにするということが第一であると考えております。請負契約の標準約款を漸次改正して、ばなものでして、これを極力普及徹底することにより、第一のなすべき仕事であると考えております。

その内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、契約の内容を明確化する。そうして標準仕様書の作成というようにすることについて、これを完備せしめる方向に向うということ、重ねてお話しをいたしましたように、大体請負関係は片務契約になりやすいという歴史的な事情から、これを二つに双務契約にしていくという点にお話の通り必要であります。その点にも努めること。それから先ほど申し上げましたけれども、ダンピング等のお話も出ましたけれども、工事の粗悪といったような問題もございまして、中央建設業審議会におきましても、標準諸経費についても研究いたしております。標準諸経費、それから歩がかりの適正化、こういうようなことにもあわせて努めまして、これを十分普及徹底することにより、紛争を十分紛争工事が起らないようにすることが第一のなすべき仕事であると考えております。

第でございまして。その点はまことに御意見の通りであると考へます。

そして、やはりまだ契約の解釈に食い違いがあるとか、あるいは非常な事実問題で意見が食い違いというところ、理想は、紛争がそれだけで解決すればまことに理想通りでございまして、やはり紛争はなお断たないものと思ひますので、これについては紛争処理の方策を考えまして、今回のような改正案を御提案申し上げて、次第であります。

○田中一君 次に残る問題は、不可抗力の認定の問題なんです。これは現在では建設省が指導するというより、建設省が出しておるところの仕事というものの対しては、不可抗力に対してどういう認定をしておりますか。もう少しはつきり言えば、不可抗力によるものの損害というもので、この負担は現在実際にどういう扱いをしておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 不可抗力の場合の解釈が残る問題になるわけですが、これはやはり災害でございまして、これはやはり災害でございまして、天災と申しますか、そういったような天候、自然現象のようなことから来る異常の変化、そういったところから来る異常の変化、重大な変化が起るような場合に、これも約款の標準約款の条文中に申しますれば標準約款の中に非常に重大な一、現在の約款をちよと申し上げまして、第二十二条に、天災その他不可抗力によつて工事の既済部分または工事現場に搬入した検査済み工事材料に關して損害を生じたときは、通知しなければならぬ。そして前項の損害で重大と認められる

場合において、請負業者の方が善良な管理者の注意をなしたと認められるときは、その損害額を発注者の方が負担するといふ規定があるわけでございます。大体そういう考え方でございまして、善良な管理者としての注意問題といふものがございまして同時に、その事項自体が非常に重大であつて、そして天災その他不可抗力によるものと認められる場合においては、価値増しを認めるという考え方を、そういう例外的にだけ価値増しを認めるという考え方をいたしておるわけでありまして。

○田中一君 そういふ、今日まで、たとえば工事中に災害があつて、根こそぎ現場が流れてしまつた。これははつきりしてあります。堤防築造中、再度の災害があつて流れてしまつた。これも認められと思ひます。一応水がふえれば、新しい、新しいといふか、前回にこわれた所が、修理しながらいく所を、簡単にこわれたと認められると思ひます。しかし認められた例が事例があるのです。しかし認められた例が事例があるのです。しかし認められた例が事例があるのです。

○政府委員(柴田達夫君) 具体的にどこまでいふことは、ちよと、今承知をいたしておりますけれども、一般的に事例をいたしましては、例外的に、不可抗力といふことによりまして、今のような約款の趣旨によりまして、発注者側が価値増しの負担をするという事例はあると思ひます。

に、その約款を通牒の形で各府県に流しました。今言う通り、築造中の堤防が切れる場合がある。その場合には、手直しをするようなことが直営工事であつたと思ひます。請負をいたしたもので、これに對しましては、私はないと思ひます。あるならば、お示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君) 事例におきまして、あまり多くはないといふことについては、間違ひないと思ひます。が、関東地建におきましては、鹿島建設のやりまして堤防工事について、雨期の増水によつて材料が流出をしてしまつたといふ件につきまして、国が負担した事例がございまして。

○田中一君 これはいつで、価値増し金額はどのくらいになつていますか。

○政府委員(柴田達夫君) さつそく今調査をいたしまして、できるだけ早い時間中にお答えをいたします。

○田中一君 そうしてどういふ台風とか一増水といふのは、その不可抗力といふものは、台風とかなんとかいふものなのか。そういうものならば、おそれる鹿島建設だけの問題ではないと思ひます。ほかにもそういう事例があると思ひます。従つて、この場合です、ね、どういふ状況であつて、そうなたた、どういふことをお示し願ひたい、困るのです。

○政府委員(柴田達夫君) わかる限り取り調べまして、お答えいたします。

かといふことを、明確に御答弁願ひたいと思ひます。その点が、それをしてどういふ人が立ち会い、それをだれがどういふような認定をしたかといふことは、これはむろん簡単にはあなただけではないと思ひます。ね。相当な人に来てもらつて、十分検討して、国が価値増しの金なんか出すといふことは例外的な例外であつて、大抵のものは泣き寝入りなんです。幸い大きな業者であつて、相当に政治力もあるとなつて、こういう事例もあると思ひますから、これは将来紛争処理といふ問題も、ただ政治力があるものが解決するのだけじゃ困るのですから、この事例といふものを、はつきりした認定の基準といふものでもお示し願ひたいと思ひます。その際に、ただ御答弁だけじゃ困るので、たとへばそれに立ち合つたとか裁定したといふ裁定書、それに対してだれが判を押しているかといふことが一番大事なんです。多くは泣き寝入りなんです。多くは泣き寝入りなんです。多くは泣き寝入りなんです。

○田中一君 ないと思ひます。なかなか大抵のことは、現場で処理しちゃうものですよ。それはしかし今後、こうしてはつきりと御説明のよう

に、双務契約をどこまでもはつきりさせる、契約約款というものに対してはその内容というものを全く契約の相手方にも十分周知納得させる。そうしてきますと、起る問題は、民間の問題よりも、国との契約の問題にいろいろ大きな問題が起ると思うのです。これを一番心配するわけなのです。知らないのはお前が悪いのじゃ、済まないと思うのです。

そこでもう一点伺いたいのは、発注者側の過失によって設計変更しなければならぬというような事態があった事例はございますか。これは管轄局長でも来ていると、今まで管轄関係でもあったかと思うのですがね。私は数数の設計変更の事例を知っておるのです。そういう問題はどう処理されておるのかというところでですね。

○政府委員(柴田達夫君) 発注者側において設計を変更するという事例はもちろんあるかと思いますが、それが紛争解決を、先ほど来の審議会に來ている事件として現われている事例というものはあまり聞いておりません。

○田中一君 公式に紛争処理の審議会ができませんと、おそく持ち込まれると思うのです。けれども、持ち込まれないかも知れぬという事は、そんなものを持ち込まないでと言ったら、お前の方は指名しないぞと言ったら、引つ込めるのです。けれども、審議会に持ち込んだら指名しないぞと言ったら、大てい業者は引つ込んでしまうんですよ。泣き寝入りするのです。たとえば発注者側の方の設計の間違いとかあるいは指導の間違い、それから発注者側の方の監督員の欠点によって、間違ひによって起ったところの損害と

いうようなものは、持ち出せないのですよ、大てい。そういうことをするならばもう指名停止、こう言ったら、大てい参つてしまふ。それは持ち込まないのです。これはここに酒井さんいらいらつしやるし、武蔵さんいらいらつしやるから、おそくいろいろなことを知つておると思うのです。もう少しそういう方々の実態についての御質問があれば一番いいと思うのですが、大ていそういうのです。権力に屈服しちゃうんです。そういう点は一つ将来、こういうものができた場合どう扱うか。これは大臣から伺いたいのですが、大臣から、この法律を制定するに當つての信念として、紛争処理委員会の方にこれを持ち出した場合、その人間はむろん、持ち出す以上自分の方に三分でも五分でも理があると思つて、言ひ分があると思つて持ち出すのでしょうか。それを再び指名しないとかなんとかということがあるれば、こんなものを作つても何にもならなくなつてしまふのですよ。こういう点について、建設大臣の信念を一つ伺いたい。

○國務大臣(馬場元治君) 紛争の問題につきましても、先ほど御説のありました通りに、紛争をしてなからしめるということが一番大切なことであると思ひます。それにつきましても、先ほど来政府委員から申し上げた通りの方法をもつて進みたいと、かように考へておるのでありますが、ただいま具体的に御指摘のある、すなわち国との間に紛争が起りました場合に、しかも紛争に相手方である者が紛争処理の方法をとるとどういった場合に、国がこれに圧迫を加えるとか、後日に不利益をもたらすような言辭を弄してこれに威

圧を加えるといったようなことは、厳に慎みねばなりません。さうなことのないようにならなければならぬ。所存であります。異議のあります者は、それ相当地の理由があつての異議の申請に違ひありませんので、虚心坦懐にこれらに意見も聞き、そして国の主張も尽して参りたい。いやしくも威圧を加えるとか後日の不利益を暗示することによつてこれを服せしめるといふような態度は、十分慎みねばなりません。かように考へておる次第であります。

○田中一君 私はこのういふ事例を知つてゐるのです。昨年の四月の選挙で、革新系の候補者を——知事選挙で、革新系の候補者を自分が推した。そうすると、これが負けまして、とうとうその地元の建設業協会の会長、これは自來相當な実績をあげて、その県では一番の実績があつたにかかわらず、とうとう一年半というものは何一つ御指名にあらずして、没落した会社を知つてゐるのです。従つて、これは国じやございせん。地方公共団体でございせんけれども、これなんか実に悪例だと思ふのです。ましてやその責任が監督員の責任があるというういふ方では不可抗力という認定をする。けれども事実においてあの仕事をもらうという機会を与えられなければ、業者は原因がなくてもつづけてしまふつづけてしまつた事例を知つております。こういう点にまでも、いわゆる発注者に刃向つたら自分のからだの破壊だといふようなことにならないような措置を私はとるべきだと思ふのです。能力を持ち誠意をこめておるから、

十年、二十年の長い間仕事を完全に遂行してゐながらですね、おそくこういふ機関ができてこの機関に提訴すれば、もうなくなつてしまふといふういふ、受注するといふ機会がなくなつてしまふといふようなことがあつちやならぬと思ふのです。私はたくさん事例を知つております。

それは先般も、今官房長が御指摘の契約約款の中にも、十分の八程度のものまで値段はきめると書いてあるのです。建設省はそういう指令を全国へ流してゐるのです。にかかわらず、社会党並びに自民党が提案してゐるところの法案を、これに反対されるところとも不可思議なものです。ちゃんと今お示しになつた約款に書いてあるのと書いてあるのとは、そこにはやはり発注者側と申しますか、これはむろん事業を行う者は、これはむろん私権を持つておりますから、だれに注文しよと自由です。少くとも国でやるものはですね、いい仕事をさすためには、ダンピングを防止する。同時に、国民全部に機会均等、憲法できめておられますところの職業選択の自由があるのです。また同時に、能力のある者は十分に同じような機会を与えることが今日の憲法の精神なんです。なるほど作文においては、昭和二十五年に地方へ流したところの通牒には書いてありますけれども、この運営といふものがどうなるかといふと、過去五六年間を振り返つてみますと、まことに概數にたえぬものがあるのです。そういう作文をして、通牒を流しておつて、何ら実績がないということが現状なんです。

私はこの紛争処理の問題に対して、このできることを望んでおつたのです、長いこと。しかし、それをするならば、その前に国がすべきことがある。何かといふと、紛争を生まないような標準約款を完全実施することなんです。そしてすべての国民に対して、この機会を均等に与えることです。発注者は許された予算の中でもって完全な仕事を、完全な仕事を完成することが望みであつて、不完全なものを望んでいないのです。従つて、一〇〇の予算といふものは、一〇〇を使つて一二〇分の効果をあげるような創意工夫といふものを国民の中から生み出しまして完成するのが、発注者の精神のほうなんです。ところが、先般も言つてゐるように、予算決算會計令とか、あるいは會計法でもって、安ければいいのだという、品物の出来高よりも金さえ安ければいいのだという観念でやるのは、これは発注官庁であるところの、公共事業費をたくさん持つてゐるところの建設大臣の心がまえとして、これは反対のほうなんです。それが通例行われてゐる末端に行けば、末端に行くほど、行われてゐる。ダンピングをやつてみなければおる。なおかつ、でさう上る国の財産といふものは価値のないものを作つておるといふ現状を考えますときに、このあつせん紛争処理の問題よりも、事前にほんとうの強い心がまえをもつて対処するといふことにならなければ、これはならぬと思ふ。

今資料が来るでしょうし、委員長もだいたい採決をお急ぎのようですから、もうこの辺で私はやめさせていただきます。私は真剣に申し上げます。こういう



るということにはなしに済むのではなからうかという工合に考へておる次第であります。

○若木勝蔵君 この審議会を設けることが出来るというようになっておりますが、そういう場合に、この審議会と審査会との関係はどういうふうなるものか、全然関係ないようになるものかどうか、その点を伺いたい。

○政府委員(柴田達夫君) 審議会の方は建設業のこれは改善、発達をはかるという趣旨の機関でございまして、中央には建設業審議会と、それから今度の紛争専門に、もう一つは紛争処理事紛争審査会というものを設けるわけにございまして、機能の上におきまして、概然と区別されることになりまして、今までは、建設業の発達をはかることを主たる目的とする審議会は、先ほど来出ましたような契約約款でございまして、か、経費の合理化でありますとか、そういうようなことをやるのが主でございまして、あわせて紛争があればあつせんをするというところに、まあ副業のような形になっておりまして、紛争の処理だけから見ますと、完全な公正な、中立的な、しかも専門的な機関と申すにはいささか不十分な点があつたと思ひます。審査会の方はもっぱら中立的に、しかも専門の知識を持った人たちが信頼を得てこれに当るといふことでございまして、その両方の職務関係においては全然緊密な関係はございせん。

一方、府県の方は、紛争審査会を置きまして、今までの建設業審議会の方は条例によるところの設置機関ということに今度は変えてある次第でござい

ます。

○委員長(赤木正雄君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(赤木正雄君) 速記をつけ

○政府委員(柴田達夫君) 大へん田中先生のお答えをお聞きなりまして、申しわけございせん。今大体のことか調べましたので、お答え申し上げます。先ほど、あまり事例はないのだけれども、全然ないかということ、関東地建であったということ、二十八年九月二十五日の十三号台風による五十里掘堤の築造工事、それで、先ほど申し上げましたように、鹿島建設でございまして、結局これで材料が、ここにこまかい数字がございまして、流されたというところで、最終的に五十万二千元を増額して補償をしたということでございます。これは災害報告に基づきまして鹿島建設の方から申請、損害補てんの申請が出まして、関東地方建設局の本部におきまして認定をいたしまして、損害補てんをはかつたという事例でございまして、こういう事例がないというわけではございせんけれども、事実関係はこれだけしかわかりませんので、不十分でございまして、お答え申し上げます。

○田中一君 十三号台風で鹿島だけで災害を受けるはずがないのです。五十里ダムだけに災害があつたんじゃないのです。私はこれじゃ、先ほど言つたような御答弁にならないと思つたのです。特別に五十里ダムだけに起つたところの災害というものはわかりません。十三号台風によるところの災害と

なりまして、このようなケースはたくさんあります。なぜこれだけがそうなつたかということですね。そこで今言つた通り、なぜこれが値増しになつたかという内容をやはり資料でお示しにならないければ、判断がつかないわけですよ。こうしたケースは、十三号台風におけるところの工事の現場における不可抗力というものは、どこにもあつたのです。あつたはずなんです。それが全然眠つておる。そうしてこれだけのことがあつただけのことであつたということになりますと、これは問題なんです。ことに紛争処理の問題は、金額は一万円でも差しつかないでしよう。一億でもさしつかえないでしよう。紛争処理というものは金額の限定はないでしよう。私は前回はこの質疑をしないかつたのでわからぬのですが、一体幾らの金額をもって紛争処理委員会といふのですか、これに提訴できるのかどうかというのです。幾らになりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 金額に制限はございせん。

○田中一君 ございせんね。そうしますと、十三号台風によるところのものは、値増しというものがあつた一つあるというところは考えられせん。今の御答弁じゃ不満足なんです。そうしてどういふ経緯を経てこういう値増しの裁定が下つたかということをお示しにならないければ、当然判断がつかぬと思ふのです。これは一つお出し願ひたいと思ふのです。

○政府委員(柴田達夫君) 契約約款のお話が出まして、それから国がそういう不可抗力の場合についてはちゃんと守つておるかどうかというお話でござ

いまして、その話に對しましては、先ほど来大臣からお話がありましたように、厳格な意味で国がこれを全部守つて、そして処理されていると、残念ながら申し上げるわけにいかない点があると思ひます。ただ全然無でございせんので、例はないかというお尋ねでございまして、例をあげれば、こういうふうになつたとそれを災害報告をして、損害補てん申請等の手続をとつて参つて、認定をしてやつておるものもあるというのを申し上げておるものであります。これはもう数少ない一例をもちろんでございまして、これを例として、すべてこういうふうになつておるから、国の方は完全に履行しておつて無欠であるというのを申し上げておるわけでは手頭ございせん。大臣からもお話がございまして、さういふ例もあることではございまして、お話のように、契約約款を明確にいたしました処置を講じまして同時に、今度の紛争処理の精神も、一そう公正公平な専門の機関を作つて、国であつて紛争が起つた場合にはまず契約を明確にして、起らないようにすべきことはもちろんでござい

ますが、遺憾にして起つた場合には、公正な立場で、同じ平等の立場で紛争処理して、合理的にものを解決していくという精神を少しでもはつきりさせようという事でございまして。この一例で、国が今までやつてきていることを決して弁解しようとか逃げようという気持は手頭ございせん。例として申し上げておるのでございまして、お話の点は重々今後いたして参りたいと思ひます。

○田中一君 官房長はこれをちよつと心配して考へておるのですよ。私はそういうことを言つておるのではないのです。前段の、どこまでも紛争を起すまいことにしようじゃないかということなのです。今あなたが申しているのは、紛争を起すまいという、これによつて紛争が起さなかつたということ

を説明しているわけですね。これは賛成なんです。こういう事例が、鹿島の五十里ダムの事例があつても、この場合には紛争処理委員会というものに持ち込まずして、お互いに解決したという例なんです。これを望むと言つておるのですよ。

そこで内容というのは二つになるわけです。一つは、紛争処理委員会というのを持ち込まない場合には、どういふ形でこの五十万二千元というものの裁定をしたか、どういふ機関、どういふ経緯を経てしたかという問題が一つと、もう一つの問題は、十三号台風によるところのこのような災害のケースというものは、至る所にあつたろうと云うのです。しかしながら、それが弱い業者は、契約の相手方は泣き寝入りをして起つた事例があるのではないかと云うこと、この二つの問題を申し上げておるのです。従つて、紛争処理をこの調停委員会の方へ出さないと云うことを望ましいというならば、實際起つたこの問題の内容というものは、どういふ形でこの五十万二千元という裁定を下したかというのを一つ明確にしてもらふねと困るのです。結論だけじゃ困るのです。どうしてこうなつたかということ。

○政府委員(柴田達夫君) ただいま申し上げました事例の、手続の点を申し上げ



上げますという、請負業者の方から損害補てんの申請が出まして、関東地建局長あてに出まして、そして五十里工事事務所長の副申をつけてもらいまして、この副申によりまして、関東地建の内部におきまして局長の決裁によりまして認定をいたして、出すという決定をいたしておるのでございます。これまでは取調でわかつておりまして、ただ、お話がございまして、十三号台風はここだけの被害ではなからうから、ほかにもあったはずだ、ほかの方の処理はどうなっているかという点につきましては、たゞいま資料を持ち合せてございまして、先ほど私がお答え申し上げましたのは非常に一般的なことでございまして、こういうこの事例そのものについては、こういうふうになすべきことをする、それがはつきりしている場合には、私もまた損害補てんの措置を講ずるということはいいい事例だと思ひますけれども、全部が全部、完全無欠にこのように処理しているかということにつきましては、具体的な事例を離れまして、建設省といたしまして今後留意しなければならぬ点があると思ひまして、お答えを申し上げたような次第であります。

○田中一君 だいが採決を急いでいるようですけれども、これはもう大事な問題ですから伺うのです。処理委員会にかかるとも解決することが望ましいと、私先ほど申し上げた通りなんです。そこでかからぬ場合——これはかかりません、今のような五十里の場合、この認定でもって五十万二千円で支出できるというならば、これはど

の場合でも、国が建設省関係の仕事に契約する場合に、どれでもこのようなケースの場合には今後とも増加支払いをするということは、ここではつきり言明できますか。

○政府委員(柴田達夫君) 直轄工事につきまして、地建の契約約款で先ほど来お話がありましたようなものが具体的にきまつておりまして、その約款でこのような不可抗力の災害の場合にどうするかということがきまつておりますれば、この約款を守つて処置すべきことは国の当然の義務でございまして、そのように該当するしないの事実問題の認定はございまして、争われる余地はあると思ひますけれども、該当するものと思ひますれば、これと同じような扱いをすべきものであると考へます。

○田中一君 そうすると、現在工務事務所の所長には、所長が申請、何というか、契約の相手方が申請をして、それを副申をつけて本省に來れば、大体それは認められるのですか。

○政府委員(柴田達夫君) そのようになっております。

○田中一君 そうすると、そういう増加の面は、こういう金はどこから出しておつたんです、今まで、五十万二千円という金は。

○政府委員(柴田達夫君) 事業費のワタの中らでございまして。

○田中一君 これに対する実際の傍証といひますか、間違ひないというような判定は処理できたから、事務所長が副申をつけて寄越したから認むべきであつて、それに対するそれが正しいか正しくないかということはお調べに

なつたんですか、この場合に。

○政府委員(柴田達夫君) 地建の本局が最終的に認定をするわけでございまして、その認定のために必要がある、疑わしいということがありますれば、実地にもちろん取調をすべきこととでございまして、しかし事務所長の副申によりまして、またそれが災害によつて起つたケースであるということが事理明瞭であるような場合におきまして、実際の現地の調査をいたさないといふ場合もあるかと思ひますけれども、調査するしないは事柄を丁寧にするかないかということとでございまして、結局は本局の認定のいかんであると存じます。

○委員(赤木正雄君) これにて質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(赤木正雄君) 御異議ないと思ひます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにして、お述べを願ひます。——別に討論はありません。

つきましてはこれから採決を行います。建設法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤木正雄君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他議後の手続につきまして

は、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと思ひます。よつて、さう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

石井 桂 小沢久太郎  
近藤 信一 石川 榮一  
大谷 實雄 斎藤 昇  
酒井 利雄 西岡 一  
武藤 常介 田中 義一  
若木 勝蔵 村上 義一

○委員長(赤木正雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長退席、理事近藤信一君着席

○理事(近藤信一君) 速記を始めて。

○赤木正雄君 私は大任その他建設省関係に少し質問したいと思ひますから、しばらく委員長の位置をかゝつて、いたします。

大臣に少しお尋ねしたいと思ひます。昭和二十八年の九州その他の水害に關しまして、ちやうど吉田内閣のときの副総理の緒方さんが加わり、建設大臣、農林大臣、大蔵大臣、自治庁長官、それにわれわれ二、三が関連いたしまして、治山治水基本政策案といふものを作られまして、それが昭和二十八年十月十六日に公表されました。これを作る際に、いろいろと建設省な

り農林省なりの資料に基いてやったのでありますが、その結果、林野関係は山事業が千九百九十六億、保安林整備が十五億、造林事業が千二百九十七億、林道事業が千二百四十二億、国有林特別会計、これが千五百九億、その他ありまして、向う、つまり農林関係が全体六千九百五十九億、河川及び砂防関係といたしまして、直轄河川が三千二百七十三億、特殊河川が六十億、中小河川が二千三百十九億、局部改良が五百四十一億、直轄堤防が千四百四十四億、補助堤防が九百二十九億、直轄砂防が三百億、補助砂防が三千五百二十九億、この合計が一兆一千六百九十一億、こうなつております。私のお尋ねしたいのは、これは吉田内閣のときでありました。その次の内閣に對して、竹山大臣に對して、これは前内閣のときに決定したのであるが、この方針を守られるかどうかと聞きました。

ところが、竹山大臣は、こういう重大な問題は政党内閣のいかんによつて左右されることはない、どうしてもこの方針でいく、こういうふうな御答弁を願つたのです。

そこで私が第一にお尋ねしたいのは、やはり現在の内閣におきましては、一たんきまりましたこの治山治水基本政策案、この要綱に準拠しまして、今後の治山治水政策を守つていかれるかどうか、これを承りたい。

○國務大臣(馬場元治君) 治山治水の根本的な方針として、昭和二十八年にたゞいま御指摘の治山治水政策協議会といふものが設置せられました。御審議の結果、対策が樹立せられたことは、御指摘の通りであります。この対

は、農林省なりの資料に基いてやったのでありますが、その結果、林野関係は山事業が千九百九十六億、保安林整備が十五億、造林事業が千二百九十七億、林道事業が千二百四十二億、国有林特別会計、これが千五百九億、その他ありまして、向う、つまり農林関係が全体六千九百五十九億、河川及び砂防関係といたしまして、直轄河川が三千二百七十三億、特殊河川が六十億、中小河川が二千三百十九億、局部改良が五百四十一億、直轄堤防が千四百四十四億、補助堤防が九百二十九億、直轄砂防が三百億、補助砂防が三千五百二十九億、この合計が一兆一千六百九十一億、こうなつております。私のお尋ねしたいのは、これは吉田内閣のときでありました。その次の内閣に對して、竹山大臣に對して、これは前内閣のときに決定したのであるが、この方針を守られるかどうかと聞きました。

ところが、竹山大臣は、こういう重大な問題は政党内閣のいかんによつて左右されることはない、どうしてもこの方針でいく、こういうふうな御答弁を願つたのです。

そこで私が第一にお尋ねしたいのは、やはり現在の内閣におきましては、一たんきまりましたこの治山治水基本政策案、この要綱に準拠しまして、今後の治山治水政策を守つていかれるかどうか、これを承りたい。

策はどこまでも推進をいたし、これをしてできるだけすみやかなる機会に実行に移したいというのが、私の信念でございます。ただ、残念ながら、御承知の通り、国の財政状態でございますので、その対策要綱に盛り込んであります通りの実行が、事実において行われ得ない状態でありまして、いかにも遺憾千万であります。その要綱にうたわれております趣旨並びに具体策につきましては、どこまでもこれを推進いたして参りたい、かように考えておる次第でございます。

○赤木正雄君 なお、重ねて伺いたいと思いますが、今申しましたこの金額におきまして、砂防の占めるべき金額は相当大きな金額であります。しかし、実際予算化された結果を見ますと、三十一年度の砂防事業に對しても、大臣が格別御努力下すったことはよく存じています。それにもかかわらず、十分な予算が計上されていなかったということは非常に遺憾と思ひます。しかし、今大臣の御答弁によりまして、この方針を堅持するということでありまして、どうか今の御答弁の方針によつて、いかに砂防事業費が実際において少いかということを十分御認識の上、来たる予算についてはこの上とも御尽力下さるよう、切にお願いする次第です。

それから伺ひたいのは、農林省の治山関係、なおありていに申しますと、農林省で今日荒廃林地復旧工事という名前で實際砂防工事をやっております。この問題は、建設省の前身の内務省時代の砂防工事と関連いたしまして、非常に大きな問題であつて、各省の行政を改める場合に、これを一本に

しなければいけないというのは長年の問題であつたのであります。實際困るのは地元の人ばかりであります。これが一方向分されていらないという点であります。それから、もし行政機構、そういう問題の起つた場合には、昔から一番問題になつておる、この農林関係、内務関係のこの治山治水を一つ一本にしていただきたい。これに對して大臣の御所見を伺ひたい。

○國務大臣(馬場元治君) 砂防の予算につきましては、これが十分でないことを十分承知をいたし、その予算の増額に向つて努力をいたしておるつもりであります。遺憾ながら満足に増額を獲得することができないような実情でございます。ただ、昨年よりは本年多少ながら砂防関係において増額しておりますことは、御同慶に存する次第であります。なお、この上にも砂防関係においても十分の努力を払い、かように考へておるのであります。

なお、農林省関係の治山治水の關係、これも今年度は三十九年度よりも予算が多少減額せられておるようでありまして、御指摘の通りに、建設省でやつておられます砂防とは非常に関連の深い問題であります。この方面の予算の減額になつておることを遺憾に感じておる次第でございます。

なお、この二つは切つても切れない關係にありますが、これを一つに取りまとめるという方向に向つて、御指摘の通りに、努力を續けてゆきたい、かように考へておる次第でございます。

○赤木正雄君 次にお伺ひしたいのは、この林野庁治山課で出しています

治山工種写真図譜というのがあります。實際私も幾度も万々府県を見ます。場合に、農林省でやるべきこの荒廃林地復旧工事と建設省でやるべき砂防事業というものは、昭和四年の閣議の決定事項に基きまして、溪流に施す堰堤、岸、水制、そういう仕事は主として建設省、またこれに関連する山腹工事、建設省、農林省としてははげ山に造林の目的をもつて木を植える。これが主として向うの仕事、これに関連する溪流工事、山腹工事の所管で、山腹工事は農林省の所管と、大体このように閣議の決定で分つております。現にこのことは会計検査院も、この委員会でもこの前の国会で申しました。ところが、實際方々を見ますと、この写真でもあるように、はつきり建設省でやるべき仕事を農林省で至る所で行つておる。しかもその上流に、私の一番憂へるのは、大きなはげ山がありまして、それには全然手を付けない。そして、こつこつ溪流工事ばかり今日農林省でやつておる。こういう實際が全国至る所にあります。これでは一体、建設省の仕事と農林省の仕事はどういうふうになるか。

しかも、この予算の面を申しますと、戦前におきましては、私も幾度も内務省にいましたときには、砂防事業と農林省の荒廃林地復旧事業の比は、向うの一に對して内務省の三くらい割り合ひでありました。今日の比は、終戦後の安本がありましたときには、向うの方の事業の方が建設省の事業よりもずっと大きいのです。これでは均一に治山治水事業のできるはずがないのです。安本がなくなりまして、講和がで

きました。それからよほどその点は改まつておりますが、しかし今もつて向うの仕事の方がやもすると建設省の仕事より多い、こういうことであります。それから、現地の者に、なぜこの仕事を建設省がやらないう方がやるのか、こう聞きますと、建設省は予算はないのだ、そうすると向うの方は予算があるからやります、至る所でこう言つてゐるのです。こういうふうな非常に乱れたことになつていますから、これでは昭和四年に決定した閣議の決定事項も實際に乱れております。会計検査院第三部長をここに呼びまして、その問題に言及した場合に、やはり会計検査院といたしまして、山腹工事は農林省、溪流工事は建設省、こう言ひました。實際そうやつていますが、われわれこれに反した事実を至る所に見ていると申しましたら、とうとう部長はもう何とも言葉がなかったのです。それで委員会が済んだあとに私らのところへ部長が来て、一体どうしたのかと言ひましたら、實際だれでも山の奥に入つて仕事をするのはいやで、これを農林省がやつてくれないでは何百年たつても治水はできないから、だからしてやはりおのずから、農林省、建設省と分れていますが、その分野に属して、向うのすべき範囲は向うにしても、向う、こういうふうに行つていくのが国家のためにいいだらうと思ひます。特にこの点について、予算の折衝に對しては大臣に格別の御関心の上で、これをやつていただきたい。

それからもう一つ、砂防工事というのはどんなものか、これはちやうど河川局長もおりますから、これは私どもが内務省にいましたときに問題になりました。あれは昭和十三年に技監のもとに、それは当時最も河川で有名な宮本博士その他みんな寄りまして決定したのが、砂防工事という、これは土木局で出た本であります。これには砂防工事というものはどういふものかがはつきりあるのではありません。しかし今日私どもがこれを見まして、今この砂防工事によりまして、やもするとだいたいこれに反してゐるといふことが、たとえて申しますと、地すべり地帯、これも砂防工事という規定がはつきりあります。これに對して、地すべり地帯には小さい堰堤一つ設けて、そのために上流一町歩も二町歩も全然安定させた例がたぐさあります。しかし仕事は簡易であるからという観点から、そういう仕事はやもすると認めない。こういう事実を私は方々で知つております。この間も私は新潟に行きまして、方々の地すべり地帯を見まして、なぜこれを修理せぬかと聞いてみても、どうもこの仕事は建設省に行つてもなかなか認めてくれない。それで困る。これは局長も御承知の通り、終戦直後の安定本部のあつたときには、砂防工事は大きな堰堤を作つて土砂をとめるんだ、これが第一歩、と申しますと、この砂防工事の効果はどうかというときに、すぐ堰堤を作つて、土砂は何ぼたまるのだ、これを効果にあげてきます。これは砂防といふことを全然知らない人の言ふことで、むろんたまる土砂もありませんが、堰堤を作つて山全体の崩壊を防ぐ、これが大きな効果だと思ひます。そういうふうな間違つた仕事を今日やもするとしておりますから、これは特に大臣の御答弁は要りませんけれども、河川局



長に十分御検討願いたいと私は思うのであります。

もう一つお伺いしたいのは、ダムと土砂の埋没の問題でございます。これはわかりにくいために、図面を作らしてみたいのでありますが、図面によって私の考えを申し上げます。かりにこれが洪水調節の大きなダムとします。そうして洪水調節のダムの中には、土砂ばきの大きな穴があいています。私はこれは岩手県のある大きなダムに対しては現場で質問したのです。ところが、現在のこれが地盤でありまして、上から土砂がたまってくる。そうすると、この土砂ばきの上にこういふふうにならば、土砂がたまりますから、今後上から土砂が流れてきても、これからみな流れていきます。こういう答弁です。これは土砂の流れを全然知らないまことにしろとの答弁であります。土砂の威力はそんなものじゃない。必ず上流からいきますと、まずこういふふうにならります。それからこういふふうにならまして、最後にダムのこままでたまる。そしてこれが全部たまってしまふ。でありますからして、やはり上流に砂防の仕事を行わない以上は、こういふ大きな堰堤を作りまして、つまり水をためる機能はなくなってしまう。これに非常に先ほど申しましたように間違ひがありまして、こういふふうにならしてしまふから、上から土砂が来ても何ともないというふうな考えは、とんでもない間違ひだ。現に鬼怒川のあるそのダムを作る場合に、私も貴族院時代に非常に問題になったのです。鬼怒川のダムを作る以上は、あの上流に砂防をやらなければこれは

その効果がなくなる、だから砂防工事をやらうというので、鬼怒川の上流の砂防を予算に計上されたのです。ところが、会計検査は二十九年に参りまして、あそこ砂防をやっている人に、これはなぜ砂防をやっているのだと聞いたところ、これはあそこ下流の五十里のダムが埋まるとは困りますから、砂防をやる。ところが、五十里のダムのところにも聞いたところ、これは砂防をやつてくれと言つたそうです。しかし会計検査は、砂防をやらなくても相当大きな堰堤でその生命があるのに、特にここに砂防をやつて五十年の生命を百年まで延ばすといふやうなことを言つたのが原因になつて、現在上流の砂防堰堤は仕事をやつていない。こういう非常に間違ひつたところがあります。でありますから、そういふふうな考えでは日本の治水はできようはずはありませんから、この点も特に——私はこの前に送電関係の法案を審議した場合に、どうしても堰堤を作つて発電するという場合には、その上流にはその観点からも作らなければいかぬということが付帯決議になつてゐる。この点を大臣は特に御勘案していただきたい。

私の質問はそれだけです。

○國務大臣(馬場元治君) 長い御体験に基いたきわめて熱心な御意見でありまして、つづしんで拝聴をいたし、できるだけ御趣旨に沿うように努力をいたして参りたいと考えております。

〔理事近藤信一君退席、委員長着席〕

○近藤信一君 大臣は若干の質問をいたしますが、池袋の駅に關した問題であります。昭和二十三年の初めごろに

運輸省の施設局から東京都に對しまして、池袋の駅が近い將來上信越が延びることになつておるから、池袋の地区の發展のためにこれは計画すべきだ。そこで駅前の広場をゆつたりとして理想的な駅を作る必要があるのだ、從來運輸省が所有してゐた土地に接した土地を七百七十六坪ぐらゐ必要だから、これを一つぜひとも運輸省の方に分けてもらいたい、こういうことで区画整理委員の方に割当を申請したそうでございますが、そのような事実でございますか。

○政府委員(堀川泰平君) 大臣わかりませんので、私の方から……。それは事実であつたと思ひます。

○近藤信一君 そういたしますと、その申請書は正式な書面を出されたのかどうか。もし書類が出されたとするならば、その書類の内容は一体どのようなことになっているか。その点、一つ明確に御答へ願ひたい。

○政府委員(堀川泰平君) その書類はちよつと今わかりかねますが、申請されたのが事実でございますが、それが今手元にありませんが、調査いたしまして御提出いたします。

○近藤信一君 内容は今すぐはわかりませんとおっしゃるのですか。

○政府委員(堀川泰平君) 実はそれだけの土地がほしいといふことを申し出たのでございまして、その書類がいかなる書類が出たかといふことは、今ちよつとここではわかりかねる次第でございます。

○近藤信一君 書類が現在あるかどうかといふことはわからないのですか。

○政府委員(堀川泰平君) 東京都の方に出たのじやなからうかと思ひます。

が、私の方にあるか否かは、歸つて調べてみぬとわからぬのですが。

○近藤信一君 そういう書類ができて、同じく二十三年の八月だったと思ひますが、建設大臣の指令二八七号これは駅前の七百七十六坪の割当をやるという決定がなされて、建設大臣の指令としても出されておるさうでありますか、これは事実ですか。

○政府委員(堀川泰平君) 土地の換地処分になつておりますので、都知事がやることで、建設省は関係ないさうであります。

○近藤信一君 建設大臣の指令が出されたといふことは、これは事実ですか。

○政府委員(堀川泰平君) 指令というのは方針のことじやないかと思ひますが、その指令はちよつと読み上げてみますと、昭和二十一年の八月二十日戦災復興院告示第一〇〇号によつて当初の駅前広場約一万九千二百八十平方メートルが決定されておつたのであります。それが昭和二十四年の五月十日に建設省といたしまして四二二号の告示をもつて当初の計画を変更いたしました、一万三千二百九十平方メートルの広場が決定されたのであります。これが現在の広場になつておるのであります。

○近藤信一君 そうすると、そのときの申請は、駅前の広場を作るといふことで申請がされておると聞いておるのですが、その駅前の広場にするといふことで申請しておるのは事実ですか。

○政府委員(堀川泰平君) その通りであります。

○近藤信一君 そういたしますと、その後駅前の広場といふことでなく

て、これは建設大臣の方じやないかもしれませんが、その七百七十六坪の土地に今度は今、駅舎を工事しておる。こういうことになりまして、駅前の広場を作るといつて申請したにもかかわらず、現在そこに駅舎を作るその上にビルを作る、こういうことになつておりますから、これははなはだ欺瞞して七百七十六坪という土地を申請した、こういうことになると思ひますか。

○政府委員(堀川泰平君) 初めの広場の予定地は今申し上げた通りであります。その次にできたのが、西口の方へ西武線が出てきて、西武線の方の予定地にまづすぐに並べて土地を換地したといふことになつておるのが七百七十六坪とお覺えております。西口と言つたのは東口でした。

○近藤信一君 最初の申請のときには、上信越線が入ってくる、そういう計画で、將來駅前をりつぱにしなければならぬといふことで駅前の広場にする、こういう申請でこの土地の割当をもらつた。ところが、だんだんと日にちがたちまして、その駅前の広場にするのではなくして、そこに今度は駅舎を作つて、ビルが建つ、こういうことになつてきておるわけでございますが、そうすると、申請と現在の進行状態とまるつきり違つてゐるわけなんです。その点を建設省はどう考へておられるか。

○政府委員(堀川泰平君) その点につきましては、そのいささつを申し上げますと、昭和二十一年当初決定の際には、構内配線等についてコンクリートな案ができておらなかつたのであります。戦後復興都市計画を早急に決定する必要

に迫られまして、これに上越線の乗り入れを考え、また西武線、東上線、両線は西日のターミナルに入ることと決定されたのであります。それがその後国鉄におきまして、関係各機関と協議の上いよいよ構内計画を決定したが、昭和二十一年の当初の計画であつたのを、それを支障を来たすので、昭和二十四年の変更になつて、いよいよ今お尋ねのところに変更されたような次第になつております。

○近藤信一君 その変更したと申しなにかと申す、最初の申請と現在とは違つてきておる、構想が。そうすると、最初の申請というものは、いわゆる虚偽の申請をしたということに私は解釈するのですが、その点をどう考へるか。

○政府委員(堀川泰平君) それは構内の線路が非常に多くなりまして、初めのはコンクリートされておつた決定案ではなかつたものでして、その後線路が非常にふえまして、そのために東口の方に幅が広がってきたわけでありまして、そういう関係で西武線が入つて来いたしました、それと並行してやるような格好になつたので、そこに換地処分にした、いわゆるそれは駅舎を作るのだということと換地処分をしたことは事実でございます。

○近藤信一君 最初の申請のときは、将来の発展も考へて、理想的な駅にしたい。それにはどうしても駅前の広場をたくさんとらなければならぬ。ところが、現在では御承知のようなあの狭い駅前になつてしまつた。トロリー・バスも入つてきておるといふようなことで、非常に混雑を来たしておる。こういうようなことでは、最

初の理想的な駅前を作るこの計画から、ずい分ずれてきておると思ふのです。そこで非常に迷惑するのは、国民が迷惑している。こういうような結果に相なるかと思ふのであります。その後の計画が変つたということになつたそれは、国鉄の内部の問題だと言われればそれまでかもしませんが、最初の申請の私は理由というものが、いわゆる国民のために理想的な駅にし、そして理想的な広場を持ちたい、こういう申請がなされておる以上は、やはりそういうような結果にならなければならぬと私は考へる。ところが、現在あのような結果になつておるから、この点は建設省が、建設大臣の指令によつて駅前の割当を決定したということに対しては、私責任があるのじやないかと思ふのですが、この点いかうに考へておられますか。

○政府委員(堀川泰平君) お尋ねの点につきましても申し上げてみたいと思ひますが、結局国鉄の土地が二、三カ所に分れておつたのであります。その二、三カ所に分れておつた土地を、駅舎にするのだからということ、それを一まとめにして換地処分したということになつておるとは事実であります。

○近藤信一君 区画整理からいいますと、やはり国民の土地の減り分が出てくるわけですね。それで国民の私有物の土地を減らして、そしてこれは公共の事業だからといって、国鉄の方に七百七十六坪の割当をされた。これは国鉄は公共の事業だということでは片づけてしまつておられるが、私はどう考へても、最初の理想的な駅にして理想的な広場を作りたい、こういう申

請でございますから、国民の方々も減り方を認めて、そしてこれについて異議がなかつたと思ふのですが、それが今日になると最初の意圖と違ひから、これは問題になつてきておるわけだと私は思ふわけです。そういう点から考へますれば、私は建設省に一つの大きな責任があるのではないかと、こういうふうに考へます。

○政府委員(堀川泰平君) 一般の民衆の土地を減らして、国鉄の土地を減らしておらぬといふことはないのであります。東口の方にいたしましたとしても、従前国鉄は二千四百四十九坪四合といふものを持つておつた。それを換地処分いたしました。減つたいたしましたところが二五、六割いたしておる。そして千五百九十九坪になつておるのであります。こういう格好でありました西口の方にいたしましたも、千二百三十八坪のものに對しまして四一%の減坪をいたしました。七百六十五坪減しておるといふような、減坪に對しましては公平にやつておるのであります。

○近藤信一君 建設省の關係としてはこの土地の問題だけでございますが、私は、現在池袋の駅舎といふものが上の方にビルができて、あの付近の商店街等も非常に困つておる、こういう關係からいいますと、その土地の七百七十六坪の問題が問題になつてきておる。そこで私は、こういうような建設省令として出された建設大臣の指令として出されるような場合には、そういう点を十分考へて土地の割当をすべきではなからうか、こういうふうに考へます。やはりこれは将来も問題があると思ふから、今後はこういう点なども十分に検討して、そして國民から非

難を受けるようなことのないように一つ善処してもらいたい、私はそう考へます。

○政府委員(堀川泰平君) 御説の通りであります。もと建設省といつたしましては、都市計画におきましてそこに駅が建つという予定であり、また今切符売りをやつておるのであります。千五百何坪のうち七百坪は切符売りをやり、七百坪ほどのものに對しましては何か建築いたしておるようなことも聞くのであります。そういう意味ではなしに、私の方といたしましては公平にやつて、そして都市計画を完備し、駅前を充実さすつもりで換地いたしましたのであります。今後ともこういう場合におきましては、そこらの住民に迷惑の与えられぬように、できるだけ善処したいと存じます。

○近藤信一君 次は、もう一つ大臣にお尋ねしたいと思ふのですが、これは大臣も御承知のように、この春地元の人たちに非常に歓迎されて愛知県の知多郡の衣浦橋、これは有料橋ですが、これが完成された。大臣も、また土木局長も、これに御出席されたわけですね。もう一つは濃尾大橋、この二つが有料橋として竣工を見たわけでありまして、そして地元は夢のかけ橋だといふことで、あの竣工に對して期待を持ち喜んでおつたわけですね。ところが、完成いたしましたら、料金が高い、こういう点で、現在では非常にあの橋を渡る人、いわゆる自動車、貨物、自転車、こういうような料金が非常に高いので、なかなか橋を渡るという人が予定よりは少い、こういうように聞いておるのですが、一体あの橋は政府からどれだけの金を貸し与えて、そしてそれは

何年計画でこれが償還されることに契約にはなつておるか、この点を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君) 衣浦橋の、これは有料道路でございますが、料金が非常に高くて成績が上つておらないといふお話でございます。これはかねて計画いたしました計画の数字までには、料金が上つておりません。たしか六〇%程度だつたと思つておるのですが、これは料金が非常に高くないのか、どうかその辺はこれから十分調査してみたいと思ひますが、この衣浦橋につきましては大体約四億ほどの建設費がかつたと思ひます。この建設費は県に貸付されたものでございまして、これは十五年で償還するといふことで貸付されたのでございまして、それから割り出しまして自動車その他の料金がきまつておるわけでございます。ただいま衣浦橋につきましましては、トラックが二百五十円、普通の乗用車が二百円とすることにいたしておるのですが、この料金のきまつたのは、前申し上げましたような条件からきまつておるわけでございます。お話のように、もう少し料金を安くすればもっとよい自動車も通り、計画も所期されたように進められるのではないかと、いふお話につきましましては、十分これから検討いたしたいと考へます。

○近藤信一君 そこでお尋ねしたいことは最初の計画通りに料金が上つていないといふことになると、十五年の償還といふことは困難になつてくるのであらう、こういうふうに私は考へるのですが、その点いかがですか。

○政府委員(富樫一君) これはお話のように、十五年償還は困難になつて

第一四六二号 昭和三十一年五月十日受理  
 二級国道名古屋塩尻線中伊勢神トンネル改築に関する請願  
 請願者 愛知県東加茂郡足助町 長 加藤庄三郎外十二名  
 紹介議員 吉田万次君  
 この請願の趣旨は、第一四六一号と同じである。

---

第一四六三号 昭和三十一年五月二十七日受理  
 二級国道名古屋塩尻線中伊勢神トンネル改築に関する請願  
 請願者 愛知県東加茂郡足助町 足助二六 小野座太郎 外十四名  
 紹介議員 大谷贊雄君  
 この請願の趣旨は、第一四六一号と同じである。

じである。

第一四六号 昭和三十一年五月十七日受理

二級国道名古屋塩尻線中伊勢神トンネル改築に関する請願

請願者 愛知県東加茂郡足助町大字上脇日影一八千

賀学外十一名

紹介議員 山本米治君

この請願の趣旨は、第一四六一号と同じである。

第一四六五号 昭和三十一年五月十七日受理

二級国道名古屋塩尻線中伊勢神トンネル改築に関する請願(二十四通)

請願者 愛知県北設楽郡上津具村字中家裏一七 依田

富之助外二百九十二名

紹介議員 草葉隆圓君

この請願の趣旨は、第一四六一号と同じである。

第一四六六号 昭和三十一年五月十七日受理

千葉県小見川町、茨城県神栖村間の利根川に鉄橋架設の請願

請願者 千葉県香取郡小見川町長 山本力蔵外六百四十八名

紹介議員 岩沢忠恭君

千葉県香取、海上、匝差三郡は利根川を距てて茨城県鹿島、行方二郡と相對しともに穀倉地帯であり又商業地であつて、小見川町と神栖村とがこの両域をつなぐ出入口即ち川の港となつてゐるが、この間に橋がなく、交通施設にみ放され旧来の渡船だけにとどまるこ

とはまことに遺憾のきわみであるから、香取、鹿島、息送の三神社の水郷三社めぐりについでての恵沢、自衛隊航行基地として神栖村が選定され、これが実現を熱望している現況からもぜひともこの間に鉄橋架設について善処せられたいとの請願。

第一五一五号 昭和三十一年五月十八日受理

二級国道名古屋塩尻線中伊勢神トンネル改築に関する請願(五通)

請願者 長野県下伊那郡山本村長 島岡利雄外七十一名

紹介議員 羽生三七君

この請願の趣旨は、第一四六一号と同じである。

第一五一八号 昭和三十一年五月十八日受理

茨城県久慈川改修工事施行に関する請願

請願者 茨城県太田市西ノ三武藤常介

紹介議員 菊田七平君

茨城県久慈、那珂両郡界を流れる久慈川の改修は、昭和十三年着工されて以來徐々にはかどつてはいるが、経費の割当が非常に少額なため少部分の工事にしか着手できず、一度豪雨に襲われるとたちまち破壊され着工以前よりもひどい被害を受けることもあり、約三万町歩におよぶ久慈川流域の肥よくな田畑は連年著しい水害を被りつつあるから、わが国の食糧事情及び沿岸二十五万住民の実情等考慮して、年間二億円以上の経費を注入して、今後五箇年間に全工事が完成するよう措置を講